

令和6年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設 株式会社 代表取締役社長 相川 善郎	令和6年5月29日から 令和6年6月28日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.5.29	左記業者を代表構成員とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日、下請人の作業員が休業4日以上 の傷害を負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の鯉沢労働基準監督署長へ提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで同報告書を提出しなかったとして、同社の使用人が労働安全衛生法違反により起訴され、令和6年3月26日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号 興和 株式会社 代表取締役 野々村 明輝	令和6年6月11日から 令和6年7月10日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.6.11	左記業者は、二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品に係る表示について、優良誤認が認められたことにより、令和6年1月30日に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
3	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 太陽有限責任監査法人 代表社員 山田 茂善	令和6年6月11日から 令和6年9月10日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.6.11	左記法人の社員は、株式会社ディー・ディー・エスの開示書類の訂正報告書に記載された財務書類及び監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことにより、令和5年12月26日に金融庁から公認会計士法に基づく業務改善命令等の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
4	独占禁止法違反行為	愛知県名古屋市中区千代田五丁目7番5号 パークヒルズ千代田 日本ゼネラルフード株式会社 代表取締役 杉浦 卓	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
5	独占禁止法違反行為	東京都港区芝四丁目13-3PMO田町東10F 葉隠勇進株式会社 代表取締役 大隈 太嘉志	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。

令和6年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	独占禁止法違反行為	東京都中央区築地五丁目5番12号 コンパスグループ・ジャパン株式会社 代表取締役社長 石田 隆嗣	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
7	独占禁止法違反行為	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄観光サービス株式会社 取締役社長 岩切 道郎	令和6年6月26日から 令和6年12月25日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	R6.6.26	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
8	独占禁止法違反行為	東京都品川区東品川二丁目3番11号 株式会社JTB 代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎	令和6年6月26日から 令和6年12月25日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	R6.6.26	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
9	独占禁止法違反行為	東京都墨田区押上一丁目1番2号 東武トップツアーズ株式会社 代表取締役 百木田 康二	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
10	独占禁止法違反行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト株式会社 代表取締役 瓜生 修一	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。

令和6年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
11	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 日本トータルテレマーケティング 株式会社 代表取締役 境 千春	令和6年8月30日から 令和6年9月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.8.30	左記業者の元使用人は、京都府京都市が発注した新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務において、令和4年9月分の人件費を過大請求し、約2,700万円をだまし取ったとして、令和6年6月11日、詐欺容疑で京都府警察本部に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
12	建設業法違反行為	静岡県焼津市本町二丁目2番1号 株式会社 橋本組 代表取締役 橋本 真典	令和6年10月8日から 令和6年11月7日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R6.10.8	左記業者は、受注した焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事(債務負担行為)(建築工事)」において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことが、建設業法(以下「法」という。)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和6年9月3日付けで国土交通省中部地方整備局から法第28条第3項に基づく営業停止の命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。